

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区本所三丁目二番一、最後の住所東京都墨田区本所二丁目三番一、二番二

被相続人 亡 逸見 東雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
事務所新潟市中央区学校町通一番町一二番
事務所前ビル三階 新潟みなと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 大貴
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍石川県金沢市長町一丁目四番地、最後の住所石川県金沢市高柳町一〇の一番地一三
A W E S T 壹番館・二二〇一号
被相続人 亡 笠松 英明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都福生市本町二〇番地、最後の住所東京都福生市本町二〇番地

被相続人 亡 高久 つや

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区馬場四丁目二七番地、最後の住所横浜市鶴見区馬場四丁目二九番五号

被相続人 亡 森 邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市村松甲二五七九番地、最後の住所新潟県江南区城山一丁目七番一〇号B Kハイム一〇一号

被相続人 亡 金子 一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

事務所新潟市中央区学校町通一番町一二番
事務所前ビル三階 新潟みなと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 大貴
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍石川県金沢市長町一丁目四番地、最後の住所石川県金沢市高柳町一〇の一番地一三
A W E S T 壹番館・二二〇一号
被相続人 亡 笠松 英明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

事務所石川県金沢市大手町七番一三番
相続財産清算人 弁護士 上田晃一朗
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍石川県かほく市遠塚二〇番乙地一、最後の住所石川県かほく市遠塚二〇番地五
被相続人 亡 野本 晴紀
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

事務所新潟市中央区学校町通一番町一二番
事務所前ビル三階 新潟みなと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 大貴
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍石川県金沢市長町一丁目四番地、最後の住所石川県金沢市高柳町一〇の一番地一三
A W E S T 壹番館・二二〇一号
被相続人 亡 笠松 英明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

事務所新潟市中央区学校町通一番町一二番
事務所前ビル三階 新潟みなと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 大貴
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍石川県金沢市長町一丁目四番地、最後の住所石川県金沢市高柳町一〇の一番地一三
A W E S T 壹番館・二二〇一号
被相続人 亡 笠松 英明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

事務所新潟市中央区学校町通一番町一二番
事務所前ビル三階 新潟みなと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 大貴
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍石川県金沢市長町一丁目四番地、最後の住所石川県金沢市高柳町一〇の一番地一三
A W E S T 壹番館・二二〇一号
被相続人 亡 笠松 英明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

岐阜県大垣市神田町一丁目六一番地けやき H I L S 一〇六 いとう総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大倉 範子
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍名古屋市中区東区香流三丁目九〇九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 児玉 長人
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

名古屋市中区丸の内一丁目四番二二番 ア レックスビル七階 弁護士法人御園総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 近藤 圭悟
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛知県長久手市早稲田九二二番地、最後の住所愛知県長久手市汐見坂一四五六番地一
被相続人 亡 近藤 航
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

名古屋市中区錦三丁目一一番二五号アーク 栄錦ニュービジネスビル六六六 アイビス法律事務所
相続財産清算人 弁護士 後藤 謙治
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍三重県津市安濃町安濃一三三三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 後久 道也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

三重県津市羽所町三四五番地 津駅前第一ビル六階 相続財産清算人 北園 太
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍広島県広島市南区段原新町三四七番地、最後の住所京都市右京区西京極下沢町二一番地一七
被相続人 亡 太田 忠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町四〇三 F I S ビル三〇五 京都楓法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西田貴美子
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府長岡京市友岡二丁目三番、最後の住所京都府長岡京市友岡二丁目三番一〇一
被相続人 亡 西村美佐子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

京都市中京区夷川通高倉西入北側 G F ビル三階 タカタ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 齊藤 麻耶
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府長岡京市友岡二丁目三番、最後の住所京都府長岡京市友岡二丁目三番一〇一
被相続人 亡 西村美佐子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

京都市中京区夷川通高倉西入北側 G F ビル三階 タカタ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 齊藤 麻耶
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府長岡京市友岡二丁目三番、最後の住所京都府長岡京市友岡二丁目三番一〇一
被相続人 亡 西村美佐子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

京都市中京区夷川通高倉西入北側 G F ビル三階 タカタ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 齊藤 麻耶
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府長岡京市友岡二丁目三番、最後の住所京都府長岡京市友岡二丁目三番一〇一
被相続人 亡 西村美佐子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

第48期決算公告

令和8年4月21日

岩手県奥州市水沢工業団地三丁目84番地

株式会社ミチノク

貸借対照表の要旨

(令和8年1月20日現在) (単位:千円)

科	目	金	額
資産部	流動資産	107,788	
	固定資産	281,352	
	合計	389,141	
負債純資産及び部	流動負債	226,175	
	流動純資産	162,966	
	固定負債	30,000	
	固定純資産	132,966	
	利益剰余金	5,540	
	利益剰余金	127,426	
	合計	389,141	